

平成 25年 9月27日  
国土交通省東北地方整備局  
八戸港湾・空港整備事務所

## 「東北地方整備局（港湾空港関係）災害時建設業事業継続力認定制度」14社を認定

東北地方整備局港湾空港部では、建設会社が備えている基礎的事業継続力を評価・認定し公表しています。この制度の目的は、港湾における建設会社の事業継続計画の策定を促進することによって、災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を図るものです。

インセンティブとして当局港湾空港関係の工事の総合評価落札方式入札において地域精通度・貢献度の項目で加点されます。

今回、新たに14社を認定し、認定証授与式を開催します。

### 【概要】

#### ◆平成25年度9月期の認定（新規14社）

新規に申請のあった14社について、「東北地方整備局（港湾空港関係）災害時建設業事業継続力認定制度審査要領」に基づき評価し平成25年9月30日付で認定をします。

認定会社総数は、47社（H25.9.30現在）となります。

#### ◆今回認定する企業 別添表参照

#### ◆認定の概要

別添の項目について評価を行い、適合した建設会社に対し、東北地方整備局（港湾空港関係）が2年間の有効期限を持つ災害時建設業事業継続力認定証を交付します。

#### ◆認定証授与式

日時：平成25年10月 1日（火）13時30分～14時30分

場所：花京院スクエア9階 CD会議室

（仙台市青葉区花京院1-1-20）

### 【認定のスケジュール】

#### ◆上半期・下半期に認定を行います。

次回は、平成26年1月末日までの申込み会社を対象に、3月下旬に認定を行う予定です。

上半期：7月末日申込みを〆切り、9月下旬に認定

下半期：1月末日申込みを〆切り、3月下旬に認定

【問合せ先】国土交通省 東北地方整備局 八戸港湾・空港整備事務所

電話 0178(22)9391

副所長 ながお のりひこ 長尾 憲彦

電話 0178(22)9394

港湾保安調査官 たきさわ よういち 滝沢 洋一

## (別添表)

## 新規 14社

認定番号	会社名	所在地
pathr13_034	株式会社 鳥山土木工業	青森県六ヶ所村
pathr13_035	株式会社 細川産業	青森県青森市
pathr13_036	高橋秋和建设 株式会社	秋田県由利本荘市
pathr13_037	日本自動機工 株式会社 東北支店	宮城県仙台市
pathr13_038	株式会社 高田工業	青森県六ヶ所村
pathr13_039	酒井鈴木工業 株式会社	山形県酒田市
pathr13_040	株式会社 武山興業	宮城県石巻市
pathr13_041	株式会社 橋本店	宮城県仙台市
pathr13_042	株式会社 西田組	青森県青森市
pathr13_043	大森建設 株式会社	秋田県能代市
pathr13_044	株式会社 丸高	山形県酒田市
pathr13_045	株式会社 ガイアートT・K 東北支店	宮城県仙台市
pathr13_046	株式会社 フジタ 東北支店	宮城県仙台市
pathr13_047	株式会社 沢木組	秋田県男鹿市

【参考】東北地方整備局(港湾空港関係)災害時建設事業継続力認定会社の県別認定状況  
(平成25年 9月30日時点)

(単位:社)

(県別)	平成25年度
	H25.9.30
	第2回認定
青森県	4
岩手県	0
宮城県	5
秋田県	3
山形県	2
福島県	0
【合計】	14

# 東北地方整備局(港湾空港関係)災害時建設事業継続力認定の概要

## ●認定に当たっての評価項目

認定にあたっての評価は、建設業BCPの策定有無ではなく、『基礎的な事業継続力(=BCP策定の取り組み姿勢)』を評価するものです。

内容は、多くの会社で定めている災害時の対応に加え、「災害が発生した場合、体制が整うのにどのくらいの時間が必要なのか」などの「目標時間」を把握していただき、体制が実効的なものなのかを確認するもので、具体的には以下の6項目としています。

なお、継続申請には、訓練と改善の実施を確認することとしています。

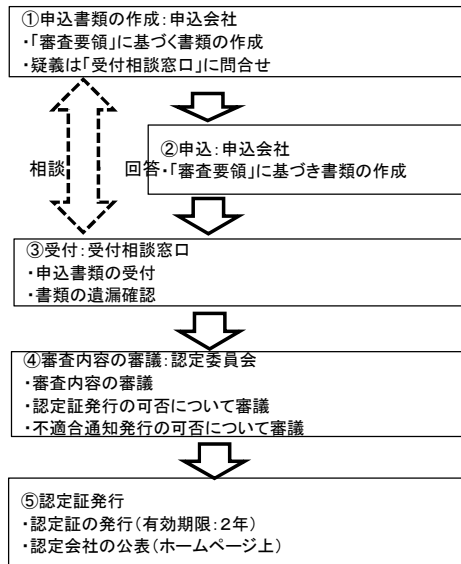
確認項目	確認のポイント
重要業務の選定と目標時間の把握	・受ける被害の想定 ・重要業務の選定 ・目標時間の把握
災害時の対応体制	・社員および家族の安否確認方法 ・費用のさほどかからない対策 ・二次災害の防止・災害時の対応体制
対応拠点の確保	・対応拠点、代替対応(連絡)拠点の確保 ・対応の発動基準
情報発信・情報共有	・発災直後に連絡を取ることが重要な国、県、市町村等との相互連絡体制 ・災害時にも強い連絡手段の準備
人員と資機材の調達	・自社で確保している資源の認識 ・協力会社との緊急時の連絡先、連絡手段の相互認識
訓練と改善の実施	・訓練計画および実施 ・事業継続計画の改善計画および平常時の点検計画 ・訓練、事業継続計画および点検の実施状況 (更新認定の場合、必須)

## ●認定対象となる建設会社

認定の対象となる会社は、次の要件を全て満たす建設会社とします。

- ① 建設業法に基づく許可を受けていること
- ② 東北地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の決定(港湾空港関係5工種に限る)を受けていること  
(港湾空港関係5工種)港湾土木、港湾等浚渫、港湾等鋼構造物、空港等土木、空港等舗装
- ③ ②の申請時に提出した営業所一覧に記載された東北地方整備局管内に所在する本店、支店、営業所のいずれかにおいて「災害時事業継続計画」が策定されていること

## ●認定の流れ



## ●受付相談窓口

受付相談窓口の担当課	住所・TEL番号
国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 【受付時間】 9:30～11:00 13:00～16:00 (土日、祝祭日を除く)	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエアビル10F tel. 022-716-0024

●東北地方整備局ホームページ(港湾空港部→東北地方整備局(港湾空港関係)災害時建設事業継続力認定制度)

・URL: <http://www.pa.thr.mlit.go.jp/kakyoin/info/saigai.html>